

医療情報標準化指針提案申請書(新規・更新・追加・廃止)

申請受付番号	HS026	事務局受付日	2015年9月14日	申請日	2015年9月14日
提案申請団体名 ・責任者名	一般社団法人日本医療情報学会 標準策定・維持管理部会長 大江 和彦		規格作成団体名 ・責任者名		
提案規格案名 (版数)	和名	SS-MIX2ストレージ仕様書および構築ガイドライン			
	英名	"SS-MIX2 Storage" Specification and Guidelines for Implementation			
提案規格案の目的、概要(提案規格案策定経緯及び決定プロセス)	和文	厚生労働省の医療情報データベース基盤整備事業等、様々なプロジェクトにおいて、SS-MIX2仕様での実装が進められている。そこで、本書は厚生労働省電子的診療情報交換事業の成果物「SS-MIX標準化ストレージ仕様書」をベースに、最新のJAHIS標準との整合を図ったものである。日本医療情報学会標準策定・維持管理部会、SS-MIX普及推進コンソーシアム、保健医療福祉情報システム工業会、日本HL7協会等が合同でWGにより協議を重ねて策定し、日本医療情報学会HPで2015年6月に現在のバージョンを公開した。			
	英文	Standardized storage systems based on SS-MIX2 specification have been adopted in many healthcare sites in Japan. JAMI Standardization Department worked with JAHIS, HL7-Japan, and SS-MIX Consortium to revise the documents to have the consistency with the related JAHIS standards. Through this process, JAMI released a new specification and guidelines for Implementation documents in June 2015.			
提案規格案の申請理由、適用領域、使用方法: (1)申請理由: 地域医療連携等で電子的診療情報交換、多施設間での診療データの効率的な二次利用が求められており、関連団体が標準を策定し公表することで、標準化された診療データ利用の仕組みであるSS-MIX2ストレージ(標準および拡張)の実装の普及が期待されている。 (2)適用領域: 患者情報、アレルギー情報、病名情報、給食情報、処方情報、注射情報、検体検査情報、放射線検査情報、内視鏡検査情報、生理検査情報等の診療情報のHL7標準形式、およびHL7標準でカバーされない各種医療文書の電子データによる施設間データ交換およびデータの二次利用の効率化。 (3)使用方法: 地域医療連携、二次利用等の電子的診療情報利用での使用を推奨する					
関連他標準との関係(相違点及重複点の取り扱い方): HL7V2.5にもとづくJAHIS標準や関連する厚生労働省標準規格と完全な整合をとっている。					
提案規格案の関連情報	メンテナンスの方法(バージョン管理も含む): 日本医療情報学会の標準策定・維持管理部会がSS-MIX普及推進コンソーシアム、保健医療福祉情報システム工業会、日本HL7協会等の関連団体からのメンバーとともに合同WGを設置して必要に応じてメンテナンスとアップデート作業を行う。 入手資格: 特になし				
	入手方法: 日本医療情報学会のホームページよりダウンロード可能。http://www.jami.jp/				
	有効期限: 特になし				
	価格等: 無償				
	知的所有権: 一般社団法人日本医療情報学会				
	添付資料: 「SS-MIX2標準化ストレージ仕様書」「SS-MIX2標準化ストレージ仕様書_コード表」「SS-MIX2標準化ストレージ構成の説明と構築ガイドライン」「SS-MIX2拡張ストレージ構成の説明と構築ガイドライン」				
実務運用上	・氏名 下邨 雅一 ・TEL 03-6424-6224 ・FAX				

の連絡者

・E-mail shimomura@jp.fujitsu.com

特記事項

日本医療情報学会が本申請を行うことについては、SS-MIX普及推進コンソーシアムと合意している。

※更新・追加・廃止の時は、以下の一項を選択し、旧規格名(和名)を記載する。

指針の更新・改廃
の場合の旧規格と
の関係

旧規格()を新規格に更新する。
 旧規格()と新規格が追加で指針
となる。
 旧規格()を廃止する。

更新時の新旧の相
違点

※バックワードコンパティビリティについても記入してください。

※申請した指針は、毎年5月末までに見直しをお願いします。

事務局から問い合わせが行きますので、必要に応じて更新などの手続きをお願いします。

(2009.05.19 改版)